

岩沼市告示第61号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成20年6月2日

岩沼市長 井口 経明



1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 仙塩広域都市計画道路
- (2) 名称 3・4・167号 駅前大通線

2 都市計画を変更しようとする土地の区域

- (1) 追加しようとする土地の区域

岩沼市中央三丁目、館下一丁目、館下二丁目及び館下三丁目の各一部

- (2) 廃止しようとする土地の区域

岩沼市館下一丁目の一部

3 都市計画の変更年月日 平成20年6月2日

4 縦覧場所

岩沼市役所（建設部都市計画課）